

「戦後80周年平和学習事業 平和のつどい」実施業務 仕様書

1 業務名

「戦後80周年平和学習事業 平和のつどい」実施業務

2 業務の目的

戦後80周年の節目の年を迎え、戦争の悲劇を再び繰り返さないよう、戦争の記憶を風化させることなく、次の世代に語り継いでいくために、親子で戦争の歴史や平和について楽しく学ぶことができるイベントを開催することで、子どもの戦争や平和への知識を深め、市民全体の平和意識の高揚を図ることを目的とする。

3 業務内容

(1) 「平和」をテーマにした親子向けの啓発イベント「平和のつどい」の実施

水島空襲や原爆投下など過去の戦争の歴史に触れて戦争の悲惨さを感じながらも、楽しく平和の大切さを学ぶことができる、親子を対象とした参加型・体験型のイベントを企画・実施すること。

ア 実施期間

令和7年10月25日(土) 10時から16時まで

イ 開催場所

ライフパーク倉敷(倉敷市福田町古新田940)

大ホール、中ホール、視聴覚ホール、クラフト室及び生活科学室の5部屋

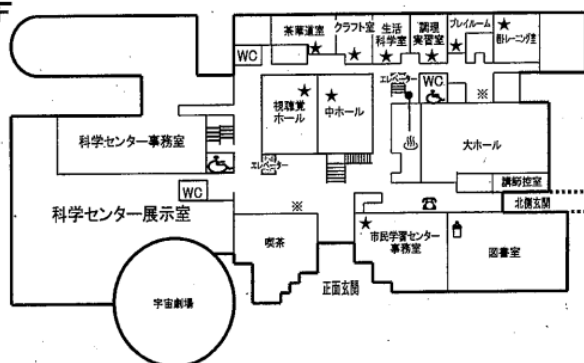
※定員 大ホール：500人 中ホール：100人 視聴覚ホール：80人

生活科学室：24人 クラフト室：24人

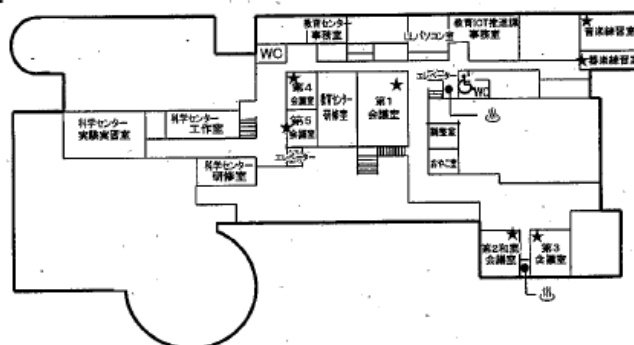
※他の部屋も使用する可能性あり

ライフパーク倉敷 館内図

1F



2F



ウ 想定来場者数

1, 000人

エ 対象者

親子（子どもは小学校1年生から中学校3年生までを想定）

オ 業務の詳細

次の内容を満たすイベントとし、当日の運営体制も含め、可能な限り具体的に提案すること。

(ア) オープニングセレモニーの企画・実施（大ホール）

イベントの始まりとして、多くの来場者を惹きつけるようなオープニングとなるよう、司会進行も含めたイベントを企画・実施すること。なお、途中市職員によるあいさつ等を実施する可能性もあるため、詳細な進行内容は、別途協議の上決定する。所要時間は1時間程度とする。

(イ) 親子で楽しめる「平和」をテーマとした参加型イベントの企画・実施（大ホール）

著名人による講演会やキャラクターショーなど、親子で楽しみながら、平和について学べる参加型イベントを実施すること。大ホールが満員となる程度の規模のイベントとすること。所要時間は1時間程度とする。

(ウ) 親子で楽しめる「平和」をテーマとしたイベントの企画・実施（視聴覚ホール）

親子で楽しみながら、平和について学べるイベントを実施すること。開催時間内にイベントを複数回実施するか、常設の展示やイベントを実施するか等、実施回数や実施方法は問わないが、大ホールでのイベント集客に影響がないよう配慮すること。

(エ) 戦争の歴史について学べるパネルの展示及びVRゴーグル体験補助（中ホール）

委託者から提供のあった展示物を、展示すること。詳細なレイアウトは、別途協議の上決定する。受託者により、別に展示物を用意する必要はない。また、広島市から提供予定の原爆被害等を疑似体験できるVR映像を収録したVRゴーグル（2台）について、当日体験補助を行うこと。

(オ) 戦後80周年平和学習事業での成果発表物の展示（生活科学室）

委託者実施の戦後80周年平和学習事業（広島平和大使及びアンネ・フランクの旅）で制作する成果発表物を、展示すること。詳細なレイアウトは、別途協議の上決定する。

なお、成果発表物を展示するに当たり、展示物、展示キャプション、説明パネル等委託者から指示のあったものを制作すること。制作内容は委託者との協議により決定するが、制作物については、以下を参考とすること。（枚数や大きさは変更となる可能性あり）

〔広島平和大使〕

学習成果物 B4サイズ 30枚程度

展示キャプション 30枚程度

事業説明用パネル・当日写真 各数枚程度

〔アンネ・フランクの旅〕

事業説明用パネル・当日写真 各数枚程度

※展示物として模造紙8枚（委託者提供）

（カ） 子どもの手作り体験イベントの企画・実施（クラフト室）

絵付け体験やスタンプ制作体験など、子どもが楽しみながら制作できる体験イベントを実施すること。親子の集客につながるとともに、可能な限り、平和に関連するもの（平和を連想させる鳩やハートをモチーフとしたものなど）とする。

（キ） スタンプラリー等の企画・実施

スタンプラリーなど、各部屋（大ホール以外の4部屋）を巡ってもらえるような周遊イベントを実施すること。実施に必要な台紙やスタンプなどは受託者で用意すること。

（ク） 平和イベントスタンプラリーのスタンプ押印及び景品交換

委託者が別で実施している平和イベントスタンプラリーのスタンプ押印及び景品交換に対応すること。スタンプや景品は委託者が提供する。

（ケ） 平和の折り鶴の展示

委託者が7月に一般募集している平和の折り鶴を展示すること。展示する部屋は、各部屋の活用状況を見ながら、別途協議の上決定する。展示する際のキャプションは受託者で制作すること。

※令和6年度は30団体の応募があり、約4万3千羽集まった。

（コ） イベント受付

各イベントについて、イベント内容によって事前募集が必要な場合は、委託者から

指示するため、当日受付等に対応すること。事前募集の周知、申込受付、参加結果通知等の事前募集に係る業務は委託者で実施する。

(サ) その他・注意事項

①全ての部屋において、原則楽器（特に打楽器）の使用はできない。（歌など楽器を使用しなければ実施可能）ただし、大きな音が出ない楽器は使用できる可能性もあるため、使用を検討する場合は委託者へ相談すること。

②当イベントのスケジュールは以下を予定しているため、参考とすること。（協議の中で変更となる可能性あり）

時間／場所	大ホール	中ホール	生活科学室	視聴覚ホール	クラフト室
10:00～11:10	オープニングセレモニー（受託者提案） ※3(1)オ(ア)	戦争の歴史について学べる パネル展示 及びVRゴー	戦後80周年 平和学習事業 での成果発表 物の展示 ※常設 ※3(1)オ(オ)	受託者提案イベント ※3(1)オ(ウ)	受託者提案イベント ※3(1)オ(カ)
11:20～12:10	委託者開催イベント（音楽系）	グル体験（広島市提供）			
12:10～13:00	休憩	※全て委託者			
13:00～15:00	委託者開催イベント	提供 ※常設			
15:10～16:00	受託者提案イベント ※3(1)オ(イ)	※3(1)オ(エ)			

③来場者が300人を超える場合は駐車場の整理が必要となるため、当日の運営体制に含めること。

④イベント終了後は速やかに原状復帰及びゴミの処理等を行い、17時までに撤収すること。

(2) プロモーション

当イベントへの誘客を図るための広報宣伝を企画・実施すること。

ア 実施期間

イベント実施日に合わせて効果的な時期に実施すること。

イ 実施内容

(ア) イベント用チラシの作成・印刷

A 4 サイズ 4 万枚程度（あい紙を 1 0 0 枚ごとに入れること。）

(イ) イベント用ポスターの作成・印刷

A 1 サイズ 1 5 部程度

B 3 サイズ 1 7 枚程度

(ウ) その他媒体を活用した情報発信

チラシ、ポスターとは別に、親子の誘客に効果的な情報発信が可能であれば提案すること。

(3) 事業効果の調査・分析

イベント参加者数等を把握し、当事業の実施による効果について調査・測定・分析すること。把握に当たり、イベント参加者へアンケート調査を実施すること。内容については別途協議の上、決定する。

なお、調査・分析の結果について、後記の業務完了報告書により取りまとめること。

(4) 不可抗力によるイベントの中止

感染症拡大や災害を事由としてイベントを中止した場合、中止に伴って発生した経費は当業務に係る経費とすることができる。

(5) その他

当仕様書に記載がない事項について、当業務の効果を高めるための独自提案がある場合、加対象とするので企画提案書に記載すること。

4 報告書の提出

(1) 成果物の提出等

ア 提出期限 令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金）

イ 提出場所 倉敷市総務局総務部総務課

ウ 提出物 業務完了報告書（所定の様式による） 1 部

(2) その他

成果物の送付にあたっては、事前に委託者の承認を受けること。

事業実施状況等を分かりやすく編集すること。

5 留意事項

(1) 当業務の内容について、政治的、宗教的、思想的な偏りがないよう配慮すること。

(2) 当業務において作成する一切の成果物の権利は、全て委託者に帰属するものとする。

ただし、開発者が著作権を保有しパッケージ化されているソフトウェア等、外部メディアに掲載された記事や画像、第三者が著作権を有する写真等の素材は含まないものとする。

(3) リーフレットやホームページに掲載する施設等の情報・写真等について、委託者から提供のあるもの以外を使用する場合は、受託者の責任において収集すること。また、必要に応じて掲載許可等を取得すること。

なお、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。

(4) 成果物は委託者が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページへの掲載等）できるものとし、成果物の二次使用に関して、委託者にいかなる制限も課さないものとする。

(5) 成果物納入までにかかる一切の費用は、委託料に含まれるものとする。

6 その他

(1) 当業務の実施、当仕様書に明記なき事項、業務上発生した疑義については、両者協議により業務を進めるものとする。

(2) 委託契約後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、委託者の承認を受けること。また、業務の実施にあたっては、委託者と十分協議したうえで行うこととする。